

(3) 「東山道武藏路」(入間道) と山王塚古墳

宮瀧交二（大東文化大学文学部教授）

1. 「東海道武藏路」(入間道) について

大宝元（701）年に大宝律令を施行し、本格的な国家建設の道を歩み始めた政府は、行政上、諸国を五畿（大和国、山城国、河内国、和泉国、摂津国）及び七道（東海道、東山道、北陸道、山陰道、山陽道、南海道、西海道）のエリアに区分した。七道に所属した諸国の国府と藤原京、平城京は、七道と同名の直線道路によって結ばれていた。この当時、現在の川越市域は武藏国入間郡に所属していたが、当初、武藏国は「東山道」に所属しており、現・東京都府中市に所在した武藏国府へは、信濃国から上野国府（現・群馬県前橋市）を経て下野国府（現・栃木県栃木市）へと続く“東山道”から南下する枝道が正式ルートとして設けられていた。この枝道には、現在、日本古代の交通史研究者からは便宜上「東山道武藏路」という名称が与えられているが、『万葉集』にも

入間道の大家が原のいはぬ蔓引かばぬるぬる吾にな絶えそね（3378番）

とあるように、奈良時代には「入間道」の名で呼ばれていたようである（以下、「東山道武藏路」は「入間道」とする）。今日、この「入間道」とみられる道路状遺構は、埼玉県吉見町天神前C遺跡から所沢市東の上遺跡を経て東京都国分寺市・国指定史跡武藏国分寺跡附東山道武藏路跡にかけて南下する複数の地点で相次いで検出されている。所沢市東の上遺跡の側溝内の土壙からは、7世紀第4四半期のものとみられる須恵器が出土しており、「入間道」は、大宝元（701）年の大宝律令施行に先行して古墳時代末には既に機能していたようである。（川越市立博物館『第41回企画展 古代入間郡の役所と道』2015年）。

その後、相模国の三浦半島から海上ルートで房総半島の上総国府（現・千葉県市原市）に通じていた“東海道”が、現・東京湾沿岸地域の乾燥化に伴って通行可能になったとみられることから、陸上ルートに改編された。これに伴って、宝亀2（771）年には、「入間道」が政府の正式な交通ルートから外され、武藏国府は「東山道」を離れて、相模国府（現・神奈川県平塚市）から陸路、下総国府（現・千葉県市川市）へと続く“東海道”ルートに組み入れられた。しかしながら「入間道」は、政府の正式な交通ルートからは外れたものの、武藏国の南北をつなぐ重要な交通ルートとして引き続き機能したようである。古代入間評・郡の中央を南北に貫く「入間道」は、これが政府の正式な交通ルートから外された後も、入間郡家を中心とした地域の交通体系にあっては、文字通り「幹線道路」として重要な役割を果たし続けたとみてよいであろう。

10世紀末から11世紀初頭に成立したとみられている清少納言が著した隨筆『枕草子』の168段には「井はほりかねの井」と記されており、現・埼玉県狭山市に所在する埼玉県指定文化財「堀兼之井」が登場する（現在の「堀兼之井」が『枕草子』に登場する「ほりかねの井」であるか否かについては諸説あるところであるが、同じく狭山市に所在する埼玉県指定文化財「七曲井」をはじめとして、武藏野台地を掘り鉢状に深く掘った特異な形態の井戸のいずれかであることについては異論がないところである）。すなわち、清少納言自身が武藏国を訪れたとは考えられないものの、「入間道」は、10世紀末から11世紀初頭にあっても中央の官人たちが往還する主要幹線道路として機能しており、彼等が見た「ほりかねの井」という特殊な形態の井戸は、平安京にもその名が知られていたということ

であろう。

2. 古墳時代の在地豪族と古代交通路

こうした古墳時代に遡る古代交通路を中央政府の意向を受けて実際に建設し、維持・管理していたのは、まぎれもなく、その沿線地域の政治・経済を掌握していたであろう国造クラスの地元豪族（在地首長層）であったと思われる。彼等は、乙巳の変・大化の改新に代表される7世紀中葉の一大政治改革期には、後の養老選叙令郡司条にも

凡郡司。取性職清廉。堪時務者。為大領少領。強幹総敏。工書計者。為主政主帳。其大領外從八位上。少領外從八位下叙之。其大領少領。才用同者。先取國造。

とあるように、地方行政機構の末端である「評」の実務を担った評司に就任し、更に大宝元（701）年以降は、この「評」を改組した郡の実務を担う地方官人であった郡司に任命されて、従来からの地域支配を継続して担う存在であった。地域社会における彼等の地位は、経済活動、とりわけ農業経営と、陸上交通や河川・海上交通を掌握しての交易活動を基盤としていたのであり、国家的大動脈であった七道の建設と維持・管理はもとより、各「評」の役所（「評」家）をつなぐ伝路の建設と維持・管理は不可欠であった。その古代交通路を建設し、維持・管理するに際して不可欠な土木測量技術は、言うまでもなく古墳時代以来の古墳の造営や古墳に代わる権威の象徴となった寺院の造営等によって培われたものとみて相違ないであろう。

3. 上円下方墳の被葬者像

さて、山王塚古墳の性格（被葬者像）を考えようとする際、東京都府中市西府町に所在する同じ上円下方墳である武藏府中熊野神社古墳の存在を看過することは出来ない。出土した方頭大刀の鞘尻金具の年代から、7世紀後半の築造とみられているこの古墳の被葬者像については、

①上円下方墳という特殊な墳形や版築技術の駆使は、近畿地方の中央政権との密接な関係を考えざるを得ない。

②方頭大刀は、頭椎大刀や円頭大刀、圭頭大刀に替わって登場し、その年代は概ね官位十二階が制定され官僚システムが整備された時期に相当するところから、古代国家形成期に朝廷が地方の官僚層に身分表象として与えたものとする見解もある。

といった点から、「官僚へと姿を変えつつあった地方の豪族」と結論されている（府中市郷土の森博物館『府中市郷土の森博物館ブックレット8 あすか時代の古墳 検証！ 府中発見の上円下方墳』）。

この「官僚へと姿を変えつつあった地方の豪族」とは、武藏府中熊野神社古墳の場合、この地が後に武藏国府が整備・完成する場所であるという点を考えれば、基本的に中央派遣であった国司とともに武藏国の国政を担った有力豪族を想定せざるを得ない。武藏国府には多磨評家・郡家も併置されていたとみられているが、やはり多磨評司・郡司層とみるよりは、国政に連なる有力豪族とみるのが妥当であろう。

4. 山王塚古墳の被葬者像

以上の点から、山王塚古墳の被葬者像を考えた場合、やはり、先にみたように“東山道”と武藏国

府をつなぐ枝道である「入間道」が入間郡の中央を南北に貫いていたことを考えれば、入間評司クラスの有力な豪族を想定せざるを得ない。同じ上円下方墳を築造した武藏国府の官人とも「入間道」を通じて密接な関係にあり、その一方で、“東山道”によって中央政府とも通じていた人物が、その被葬者（築造者）であったことは間違いないところである。

山王塚古墳の築造より 1 世紀も後の史料になるが、天平宝字 8 (764) 年に生じた恵美押勝（藤原仲麻呂）の乱の鎮圧過程で活躍した人物に授刀・物部直広成がいる。授刀は、令外官である授刀衛に勤務する舎人（天皇・皇族に近侍し主に護衛を任とした下級官人）であり、主に郡司層の子弟が多かつたが、武藏国入間郡出身の広成は、入間郡司家の出身とみられている。広成は、恵美押勝の乱の功績により、神護景雲 2 (768) 年 2 月に入間宿禰を賜姓されたことはこの点を裏付けるものであろう（森田悌『武藏の古代史 国造・郡司と渡来人・祭祀と宗教』さきたま出版会、2013 年）。入間宿禰広成は、山王塚古墳の被葬者の末裔かもしれない。

